

春日部市道の駅「庄和」条例

春日部市道の駅「庄和」条例（平成17年条例第130号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 春日部市の農産物及び地域特産品の紹介、販売並びに地域情報の発信を行い、地域間の交流を促すとともに、産業の振興及び地域の活性化を図るため、道の駅「庄和」（国道区域を除く。以下「道の駅」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日部市道の駅「庄和」

位置 春日部市上柳995番地

（業務）

第3条 道の駅は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (2) 施設の広報、宣伝及び情報提供に関すること。
- (3) 農産物及び特産品等の調査、研究及び開発並びに展示、販売及び食体験に関すること。
- (4) 施設の利用に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

（職員）

第4条 道の駅に必要な職員を置くことができる。

（使用の許可及び制限）

第5条 道の駅の施設を使用し、又は別表第2に掲げる行為をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、その使用が次のいずれかに該当するときは、これを許可しない。

- (1) 秩序又は風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 建物又は附帯設備を破損するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

3 市長は、使用を許可するに当たって管理上必要があるときは、使用について条件を付することができる。

(行為の禁止)

第6条 道の駅を利用する者は、道の駅において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市長が指定する場所以外の場所において喫煙、たき火等をし、その他火気を使用すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) 市長が指定する場所以外の場所へ車両及び軽車両を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (7) 道の駅区域外より持ち込んだごみその他汚物等を捨てること。

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、道の駅を利用する者の遵守事項を定め、道の駅の管理運営上必要があるときは、道の駅を利用する者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(譲渡等の禁止)

第7条 第5条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、その使用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (3) 職員の指示に従わないとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 市は、使用者が前項の規定による処分によって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(開館時間)

第9条 道の駅の開館時間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 4月1日から9月30日まで 午前8時から午後8時まで
- (2) 10月1日から翌年の3月31日まで 午前9時から午後7時まで

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第10条 道の駅の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、臨時に休館し、又は休館日に開館することができる。

(入館の制限)

第11条 市長は、道の駅内の秩序を乱すおそれのある者の入館を禁止し、又は乱す者に対し、退館を命ずることができる。

(原状回復義務)

第12条 使用者は、道の駅の施設の使用が終わったとき、又は使用を停止され、若しくは取り消されたときは、直ちに当該施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第13条 道の駅を利用する者は、建物及び附帯設備に損害を与えたときは、市長の指示に従い、直ちに原形に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(使用料)

第14条 使用者は、第5条第1項の許可を受けたときに別表第1及び別表第2で定める使用料を納入しなければならない。ただし、別表第2の物品の販売及びこれに類する行為の使用料については、あらかじめ最低使用料を定めることができるものとする。

(使用料の減免)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰すことができない理由により道の駅を使用することができないとき。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、道の駅の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、道の駅の管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 前条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画書その他必要な書類を

添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 事業計画書による道の駅の管理運営が市民の平等な道の駅の利用を確保することができること。

(2) 事業計画書の内容が道の駅の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う経営基盤を有していること。

(4) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(指定の制限)

第19条 次に掲げる法人その他の団体（本市が財政援助を与えるものを除く。）は、指定管理者になることができない。

(1) 本市の議会の議員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人若しくは清算人（以下「無限責任社員等」という。）となっている法人又は役員若しくはこれに準ずべき者（以下「役員等」という。）となっている団体

(2) 本市の市長又は副市長が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

(3) 本市の監査委員が、無限責任社員等となっている法人（令第133条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

(欠格事項)

第20条 次に掲げる法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制の下にある法人その他の団体

(3) 法人その他の団体の代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等である団体

2 前項に定めるもののほか、市長が別に定める要件に該当する法人その他の団体は、指定管理者になることができない。

（指定管理者の業務）

第21条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務を行う場合における第5条、第6条、第8条から第10条までの適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

（管理の基準等）

第22条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理者の業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に道の駅の運営を行うこと。

(2) 道の駅の維持管理を適切に行うこと。

(3) 指定管理者の業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

（事業報告書の作成及び提出）

第23条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第25条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(1) 指定管理者の業務の実施状況及び施設の利用状況

(2) 指定管理者の業務に係る経費の収支状況

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの

（事業報告の聴取等）

第24条 市長は、指定管理者の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関して定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第25条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定

を取り消し、又は期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理者の業務又はその経理に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 第18条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
- (3) 第19条各号の指定の制限及び第20条第1項各号の欠格事項に該当したとき。
- (4) 第22条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(指定管理者による施設の原状回復義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理者の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又はその設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第27条 指定管理者は、自己の責めに帰すべき理由により、道の駅の施設又はその設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第28条 市長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に道の駅の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について市長の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第29条 第14条第1項の規定にかかわらず、第17条の規定により、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、使用者は、利用料金を納めなければならない。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準等により利用料金の減免又は還付をすることができる。

3 指定管理者は、使用者が第1項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

4 市又は指定管理者は、使用者が前項の規定による処分を受け、これによって損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、改正前の春日部市道の駅「庄和」条例（平成17年条例第130号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

3 春日部市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年条例第52号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 別表（第2条関係） 春日部市道の駅「庄和」条例（ <u>平成21年条例第17号</u> ） | 別表（第2条関係） 春日部市道の駅「庄和」条例（ <u>平成17年条例第130号</u> ） |

別表第1（第14条、第28条関係）

| 区分 | 使用料 | 備考 |
|------|----------------|----|
| 研修室 | 1時間につき 500円 | |
| 附属設備 | 別に市長が定める。 | |

備考 使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算するものとする。

別表第2（第5条、第14条、第28条関係）

| 行為 | 単位 | | 使用料 |
|-------------------------|-----------------------------|------|---------|
| | 数量 | 期間 | |
| 物品の販売及びこれに類する行為 | 販売金額の20パーセント (最低使用料設定あり) | | |
| 業として行う写真又は映画等の撮影 | 1 m ² | 1 時間 | 1 0 0 円 |
| 興行 | | | |
| 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し | | | |

備考 行為に要する面積が1 m²未満であるとき、又はその面積に1 m²未満の端数があるときは、1 m²として計算するものとする。